

日本共産党を代表されました村井議員の御質問にお答えします。

初めに、新年度予算編成方針についてであります。歳入では市税の大幅な伸びが見込めないことや、歳出では義務的経費が増加するなど、財政環境は大変厳しい状況であると受け止めております。

そうした中であって、本市が将来にわたって持続的に発展するためには、行財政改革の着実な推進と、より一層の施策の選択と重点化を図る中で、健全で持続可能な財政運営に取り組む必要があるものと考えております。

なお、予算編成方針につきましては、今後の国の動向や新年度の財政見通しなどを把握する中で策定してまいります。

次に、県の事業仕分けについてであります。
広島県の事業仕分けについては、市町の行財政運営に影響を及ぼすと考えられるため、市町の意見も十分に聞きながら、慎重に対応していただきたいと考えております。

なお、仕分けの内容によっては、本市の事業に影響を及ぼす項目も含まれておりますが、対象事業の詳細が明らかになっていない、現時点では、影響等については不明であります。

今後、判定の結果や県の検討方針について、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上

次に「自治体改革推進会議」についてであります。

設置根拠につきましては、地方自治法、条例・規則により、要綱を定め、2005年（平成17年）7月1日から実施をしているものであります。

なお、「自治体改革推進会議」が目指すものは、労使で市民満足度の向上にむけた議論を深め、縦割りではなく横断的に多くの職員の意見を聞くことにより、職員の意識改革と資質向上を図ることです。

このことが市民サービスの向上や効率的・効果的な行政執行につながっているものと考えております。

引き続き、広範な行政課題について現場実態を踏まえた真摯な議論を行い、より質の高い市民サービスの提供につながる提言を行うよう取り組んでまいります。

以上

次に、国民健康保険についてであります。
まず、国民健康保険の広域化についてありますが、かねてより、全国市長会を通じて、都道府県を保険者とする広域化を着実に行うよう継続して強く要望を行ってきたところであります。

このたびの国民健康保険法の改正により、新たに都道府県の判断で「広域化等支援方針」の策定が出来ることとなり、今後、都道府県が市町村の意見を聞きつつ、支援方針を策定することとなります。

広島県におきましては、支援方針の策定にかかる検討会を開催し、各市町の意見を聴取する中で、12月末を目途に、策定されると伺っております。

次に、国保税の引き下げにつきましては、現下の社会経済情勢を踏まえ、一般会計からの特別な繰り入れを初めとした最大限の財源の活用を図る中で、一人当たり平均保険税額を抑制したところがあります。

次に、一部負担金の減免制度につきましては、国において、昨年度実施したモデル事業の結果を踏まえ、本年度中に、統一的な基準を示し、全市町村で運用を開始すると予定と伺っております。

次に、子どもの国保税無償化についてであります。

国民健康保険制度は、相互扶助を基本とした医療保険制度であることから、所得にかかわらず一定の負担をしていただかなければならない仕組みとなっております。

そうした中であって、低所得世帯に対する保険税につきましては、法定軽減制度があり、また、前年度から、本市独自の減免制度を拡充し、子育て世代への負担軽減を図っているところであります。

以上

次に、介護保険制度についてであります。

まず、介護従事者の処遇改善についてであります。

介護従事者の処遇改善については、これまでも全国市長会を通じて、国へ要望してまいりましたが、昨年4月からの介護報酬について、全国平均で3%のプラス改定や、昨年10月からの介護職員の一人平均月額15000円の賃金を引き上げるなどの改善が講じられたところであります。

今後、介護職場が魅力ある仕事として評価・選択されるよう、必要に応じて、国に要望してまいります。

次に、介護認定制度についてであります。

要介護認定制度は、適切な介護サービスを提供する上で、かかせない制度であり、利用者の実態に即したサービスが提供されるよう、これまでも制度の見直しが、なされてきたものと認識しております。

次に、低所得者の介護サービスの利用負担についてであります。

介護サービスの利用者負担は高額介護サービス費などの制度をはじめとし、低所得者に対して一定の配慮がなされておりますが、低所得者にとってサービス利用時の利用料1割負担の重さという現実に鑑み、利用者負担の割合は、所得等の負担

能力に応じた設定とするよう、全国市長会を通じて国に要望しているところであります。

以上

次に、障がい者施策についてであります。

「(仮称)こども発達支援センター」についてであります。

センターの対象者は「主として就学前児童」であり、これは、昨年度の「療育センター整備のあり方検討会」における議論の中で、就学前の早期支援が最も重要であり、「就学前に適切な医療・支援を行うことで、就学後における二次障がいの減少につながる」という専門家の意見により、「就学前」を主たる対象としたものであります。

対象者の範囲を広げるほど、何ヶ月も予約待ちの状況が生じる恐れがあることから、県東部の現状から最も求められている「就学前の発達障がい児」を対象とした施設を目指してまいりたいと考えております。

このことにより、これまで就学前の子育て支援策に力を入れてきた本市の強みを生かし、関係機関との連携の中で、コントロールタワーとしての市の役割を果たすことが出来ると考えております。

また、障がいの種別につきましても、発達障がいに限定ということではなく、乳幼児期の段階で「発達に課題のある またはその疑いがある」といった障がいの状態が明確でない児童も対象とするものであります。

ただし、手帳を所持しているなど、身体障がいや知的障がい等の課題が明確な場合には、その障がい特性に対応した既存の相談機関や支援施設等の活用が可能であり、センターは必要に応じ連携していけるものと考えております。

今後、引き続き、近隣市町と連携を図りながら、県と着実に協議を進め、就学後の支援など県との役割分担等を明確にする中で、「(仮称)こども発達支援センター整備基本計画」を策定し、早期整備に向け、取り組んでまいります。

以上

次に、子どもの貧困、大人の貧困問題についてであります。

まず、子どもの健全育成支援事業については、本年度から取り組みを始めたところであり、今後、事業展開を行う中で課題を整理し、支援の充実に取り組んでまいります。

次に、生活保護基準未満の低所得世帯数については、国が2007年（平成19年）の国民生活基礎調査等を使用し、推計したものであります。調査の個票データは保有していないため、本市の生活保護基準未満の低所得世帯数の推計は出来ません。

また、捕捉率については、国は30年以上も算出しておらず、本市においても算出は困難です。

次に、生活保護世帯のクーラーの保有については、現在では容認されていますが、家電製品等の購入や、修理費用は、保護費の中で賄われるものとしてすでに保護費に含まれております。

次に、夏季加算についてですが、加算を含む最低生活費は、一般国民の消費動向を踏まえ、国において適正に決定されることとなっていることから、本市としては、国の動向を注視してまいります。

また、老齡加算については、現在、係争中であり、裁判の経過を見守ってまいります。

次に、自動車の保有については、自立に資するような場合には容認しております。

次に、ホームレスなどの住居がない人の住居確保については、相談段階で丁寧に対応し、保護が必要な場合は、速やかに保護開始が出来るよう努めております。

次に、ケースワーカーの配置については、保護世帯の激増傾向が続いている中、保護の適正実施に必要な人員確保に努めているところであります。

次に保育行政についてであります。

政府の「子ども・子育て新システム」で示された幼保一体化の基本的な方向性は、地方分権に配慮し、費用負担を含め、子育てを社会全体で支えるための枠組みであると認識しております。

次に、保育料の負担のあり方や多様な運営主体の保育事業への参入などの保育制度改革につきましては、引き続き、児童福祉向上の観点から国の動向を注視してまいります。

次に、鞆町の認定子ども園の整備についてであります。

認定子ども園では、同一施設内に保育所と幼稚園が共存するため、児童が施設で過ごす時間に長短が生じてまいります。

これまでのほかの認定子ども園での事例から、保育者が児童に丁寧にかかわることで、そのことによる影響は生じないものと考えております。

また、園舎の改修工事につきましては、年度内の完成に向け、工事期間中の幼稚園児への影響を抑えつつ、十分な工事期間を確保しての施工と伺っております。現在、進めている認定子ども園の整備を初めとした就学前施設の再整備につきましては、将来にわたって持続可能で、良質な幼児教育・保育を提供するため取り組んでおり、引き続き、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上

教育行政についてお答えいたします。

はじめに、少人数学級についてであります。
本市教育委員会は、これまでも、国に対して、少人数学級の実現を強く要請をしてまいりました。

このたび区において、次年度からの定数改善計画が新たに示されました。

この計画が予定どおり実現することを強く願っており、引き続き、国の動向を十分注視してまいります。

次に、教職員等の健康問題についてであります。
まず、熱中症チェッカーについてです。

このチェッカーは、学習環境状況を把握し、児童生徒等状況を把握し、児童生徒等の健康を保持するために試験的に導入いたしました。

休憩や水分補給、運動中止の目安として活用している学校もあります。

成果等については、今後、更に検証して参ります。

本市の教員の状況については、ここ数年、50歳以上の占める割合が高く、健康管理は、きわめて重要であると捉えております。

なお、精神疾患による病気休職者は、現在 9 人で、ここ数年同様の傾向にあります。

教職員の勤務実態の把握については、昨年 4 月から入校・退校時刻を記録しております。

校長は、この記録を参考として、健康管理を行うとともに、定期的に業務の実施方法等について、再点検しているところです。

また、各学校においては、人事院作成のガイドブックを活用し、パワー・ハラスメントに関する内容についても、研修を実施しております。

次に校舎、体育館の耐震改修についてであります。

学校の耐震化につきましては、災害時の避難場所となる屋内運動場のうち危険性が高いとされている施設については、今年度も 7 校の改修を実施しているところです。

また、校舎についても 5 校の改修を実施しております。今後とも早期に完了できるよう計画的に取り組んでまいります。

公立学校施設の耐震化を促進するため、国庫補助率のかさ上げ措置について、2011 年度（平成 23 年度）以降も引き続き国へ要望してまいります。

次に、中学校給食についてであります。

中学校給食につきましては、困難な課題があり、現行のミルク給食を継続してまいりたいと考えております。

以上

次に、放課後児童クラブについてであります。

本市においては、これまで、71人以上のクラブの規模の適正化に努めてきたところです。

クラブの規模につきましては、希望する児童全員の受け入れを基本に、さまざまな角度から研究してまいりたいと考えております。

以上

次に児童館についてであります。

公民館や市民センターなどの既存の公共施設を多面的に活用する中で、安全な子どもの居場所づくりに取り組んでいるところであり、児童館の設置につきましては、考えておりません。

子ども科学館の建設につきましては、公民館など身近にある社会教育施設等において、創作活動や自然体験などが出来る機会の充実に努めているところであり、今日の財政状況を踏まえる中で、建設は難しいものと考えております。

以上

次に、鞆のまちづくりについてであります。

まず、「裁判でも断罪された架橋計画に、未だに固執するべきではない」とのことです。

村井議員におかれましては、わが国の裁判制度を十二分に理解されての御質問と思いますが、前原国交大臣が地裁判決の日に、「わが国は三審制なので、司法がどういった判断を下していくか、推移を見守っていきたい。」と述べられている通り、現在、県において控訴しており、本市としても補助参考人として、事業の正当性を強く訴えてまいり所存であります。

また、「鞆地区まちづくり整備方針（素案）」は、埋立て架橋計画そのものではなく、鞆の再生・活性化に向けた方針や取組を総合的に取りまとめたものであります。

さらに、「鞆町住民が真に求めていることは住環境整備を進めることである。」とのことですが、埋立架橋事業は、まさに住環境整備そのものであり、鞆の再生・活性化に向けた第1歩であると考えております。

従って、「鞆地区まちづくり整備方針（素案）」に基づいた取組が早期に着手できるよう、最大限の努力を傾注してまいります。

次に、公共下水道整備についてであります。

鞆地区では、生活道路としての交通に支障が生じている状況にある中、下水道事業にかかわらず、既存の水道管や配水管、NTT埋設管などの地下埋設物の関わりや、電線類の地中化などを総合的に考えると、私としては、これ以上、住民に対して、通行止めなど、道路交通に理解を求めることは、住民生活が成り立たなくなるものと、危惧しております。

とりわけ、県道未改良区間の迂回路のない区間では、生活バス路線でもあり、住民生活に一層大きな影響を与えることとなるため、一日も早く、代替道路を確保することが必要であると考えております。

次に、雁木についてであります。

広島県が管理する鞆港の雁木は、経年劣化の課題はありますが、その整備に当っては、他事業とのかかわりや関係機関、地域住民との協議を前提に検討すべきと考えております。

以上

次に、水産加工会社の白茅地区への移転についてであります。

白茅地区の港湾整備は、鞆港の不法占用や、夜間の水揚げ等の課題を整理するために実施されたものであり、その一部は移転しておりますが、全面移転には至っていない状況にあります。

これまで、広島県は港湾管理者として、水産業者に対し、放置物件の整理や適正な土地利用及び、白茅地区への移転について、文書指導等を実施しており、引き続き、白茅地区の利用の健全化に取り組、水産業者の移転を促進し、港湾管理の適正化を進めていく方針であると、県から伺っております。

以上

次に、伏見町地区市街地再開発事業についてであります。

現在、準備組合において新たなコーディネーターを中心に地権者の意向を踏まえながら、基本計画の素案を策定中と伺っており、実現可能な事業計画が策定されるものと考えております。

本市といたしましては、引き続き、状況に応じた支援を行ってまいります。

以上

次に、幹線道路網整備についてであります。
まず、将来交通量推計につきましては、本年４月
から、国土交通省内に設置された検討会議におい
て、推計手法の改善が行われ、年度内に、現在事
業中の全事業箇所について、総点検を実施してい
くことが、本年８月の「中間とりまとめ」で公表
されております。

次に、山北地区につきましては、一般的な事業
の進め方に基づき、設計協議を行っているところ
であります。都市計画区域内に住宅を所有して
いる地権者から、買い取りの申し出があり、境界
確認がなされた土地については、生活再建の観点
から、用地補償を行っているものと、事業者であ
る国から伺っております。

次に、福山沼隈道路係る境界立会につきましては
は、事業者である広島県において実施されてお
りますが、１名の方から、共有地の立会方法につ
いて意義の申し出があったため、申立者に現地立
会を求めるなど、適切に対応している旨を広島
県から伺っております。

以上

次に川南土地区画整理事業についてであります。

「川南土地区画整理事業を推進する会」が、事業の推進を求める賛成者を募るために、地権者253人を対象にハガキによる調査を行った結果によりますと、

「趣旨に賛同する」が、103人

「事業を進めて欲しい」が、12人

「一任する」が17人

「成行きに任せる」が22人で、

合わせて154人の賛成を得ております。

また、戸別訪問により、事業への理解を求めた結果、さらに29人の賛成を得ることができ、ハガキと合わせて183人の賛成の報告を受け、地権者の7割に当たる賛成があったものと受け止めております。

なお、市独自のアンケートにつきましては、この事業計画が、策定段階から住民説明会や個別説明会など、住民意見を聞く中で策定されたものであり、新たにアンケートを行う必要はないものと考えております。

今後とも、より多くの地権者の理解が得られるよう、引き続き合意形成に努めてまいります。

次に水路、ため池などの転落防止対策についてであります。

水路などの防護柵の対策につきましては、市街化区域内の13カ所と、転落死亡事故がありました。

千田町の千塚池を加えた14箇所について、優先して実施し、その後につきましても、市街化区域に隣接した箇所から、順次、整備していく考えであります。

また、水路等の危険個所につきましては、地域の土木常設委員を窓口に、自治会・町内会と水利関係者とともに、協議を行う中で、安全施設の設置に向けて取り組んでまいる考えであります。

次に競馬事業についてであります。

競馬事業の在り方について、現在、福山市営競馬検討委員会において、審議をいただいております。今後の方向性については、9月末を目途に取りまとめられる答申や今年度の収支状況等をふまえながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上

次に、中小企業の仕事確保についてであります。

国の耐震改修補助制度については、現在、国土交通省が概算要求を行っている段階であり、制度が確定しているものではありません。

また、住宅リフォーム助成制度については、既存の公的資金の貸付、並びに助成制度などの活用が可能であり、現在のところ、新たな助成制度を創設することは考えておりません。

以上

次に、雇用対策についてであります。

安定的な雇用の確保につきましては、雇用を創出する産業の振興が基本であり、一義的には、国における総合的な経済・雇用対策が不可欠であると考えております。

本市としましては、国の「緊急雇用創出事業」等の活用を図るとともに、独自の施策として、「中小企業への融資制度の創設」や「窓口相談」の設置、「各種の就職支援セミナー」の開催、国、県と連携しての「合同就職面接」等にも取り組んできたところであります。

また、「緊急雇用創出事業」の中で、国が重点分野として定めた介護、医療、環境等の事業にも、制度の趣旨を踏まえて取り組んでいるところであります。

今後とも、国の動向を注視する中で、本市として取り組むべき施策を迅速かつ着実に実施して、参ります。

以上

人権・同和同和行政についてであります

本市におきましては、人権施策を総合的・計画的に推進してゆくため、「福山市人権施策基本方針」を策定し、あらゆる人権課題の解決を目指して取り組んでいるところであります。

本市における部落差別の具体につきましては、市内に実在する地名・人名を書き込んだインターネット上の差別記載や、身元調査のための戸籍謄本等の不正取得事件などの事象が、今日なお存在しております。

今後とも、人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け。取り組んでまいります。

以上